

◎狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）一部改正の概要

主 な 変 更 点

- 1 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）による避難情報の名称変更  
法改正に伴い、タイムラインの記載を変更しました。
- 2 「警戒レベル5緊急安全確保」の発令判断基準を明記
  - (1) 多摩川  
前1の法改正を受け、内閣府が公表した「避難情報に関するガイドライン」を受け、国土交通省京浜河川事務所が設定した「氾濫開始相当水位（石原水位観測所7.95m）」を警戒レベル5緊急安全確保の発令判断基準として明記しました。  
※氾濫開始相当水位…ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高等、氾濫が開始する各箇所の水位をその箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を示す。  
(令和3年度多摩川・鶴見川 相模川水防連絡会・災害情報協議会資料より)
  - (2) 野川  
氾濫発生水位（大沢池上水位観測所2.70m又は野川水位観測所3.86m）を警戒レベル5緊急安全確保の発令判断基準として明記しました。
- 3 各部の対応を詳細に記載  
これまでのタイムラインでは、主として災害対策本部及び事務局の対応を記載していたところですが、各部ごとの対応を詳細に記載することにより、予め各時間軸における狛江市の対応を各部に周知し、災害対策本部会議等における情報共有の迅速化を図ります。
- 4 職員態勢の検討を追記（12時間前）  
自主避難所等の準備のための職員参集については、72時間前から検討を開始することとしていますが、これに加えて第3非常配備態勢に備え、12時間前までに職員体制（参集）を判断することとしました。
- 5 その他  
文言の整理や表現の統一等、所要の整備を行いました。

新 旧 対 照 表

時間軸	新	時間軸	旧
72	各災害対策部 ：避難行動要支援者の状況確認及び対応協議【福祉保健】	追加	
72	各災害対策部 ：福祉サービス事業者の事業継続・休止の確認及び災害時の人員等の協力依頼【福祉保健】	追加	
72	各災害対策部 ：まちづくり条例の事業者の安全管理の依頼と緊急連絡先の確認【都市建設】	追加	
72	各災害対策部 ：過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【都市建設】	追加	
72	各災害対策部 ：道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【都市建設】	追加	
72	各災害対策部 ：北多摩南部建設事務所（都道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【都市建設】	追加	
72	各災害対策部 ：地下駐車場の緊急時の対応について確認【都市建設】	追加	
72	各災害対策部 ：災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各部】	追加	

時間軸	新	時間軸	旧
48	各災害対策部 ： <u>支援組織等に避難行動要支援者の支援を依頼【福祉保健】</u>	6	<u>避難行動要支援者の支援準備（職員の確保等の検討）【福祉保健】</u>
48	各災害対策部 ： <u>避難行動要支援者への対応開始【福祉保健】</u>	追加	
12	各災害対策部 ： <u>自主避難所開設担当職員の参集【教育・福祉保健】</u>	12	自主避難所開設担当職員の参集【教育】
12	各災害対策部 ： <u>自主避難所の開設（福祉避難スペースの設置）【教育・福祉保健】</u>	12	自主避難所の開設【教育】
12	災害対策本部及び事務局 ： <u>警戒態勢の更なる強化に備え、職員体制（参集）の判断</u>	追加	
6	各災害対策部 ： <u>災害対策本部設置について、市ホームページ・SNS・メール等で報道機関・市民に周知【総務・企画財政】</u>	追加	
0	河川水位（多摩川・野川） ： <u>多摩川が氾濫開始相当水位【石原水位観測所（水位7.95m）】に到達した場合</u> ： <u>野川が氾濫発生水位【大沢池上水位観測所（水位2.70m）又は野川水位観測所（水位3.86m）】に達した場合</u>	追加	
0	各災害対策部 ： <u>福祉避難所の開設について対応を協議（施設、入所者、人員体制等）【福祉保健】</u>	24	各災害対策部 ： <u>福祉避難所等の開設に向けた体制の確認【福祉保健】</u> 福祉避難所の開設に向けた体制の確認を行った後の行動は、福祉保健部作成の「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所の設置・運営に関するプラン」等に基づき行動する。

※文言の整理等、軽微な修正は記載していません。

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）72H～24H

河川の氾濫発生までの時間	気象庁の情報	国交省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	河川水位 (多摩川・野川)	狛 江 市		
				災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	各災害対策部 【災害対策本部開設前は該当各々が対応】	市 民
72時間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆台風情報</li> <li>◆東京都気象情報（随時）</li> <li>◆早期注意情報</li> </ul>			<input type="checkbox"/> 台風・気象情報の収集開始（「情報収集態勢」） <input type="checkbox"/> 臨時庁議の開催（随時） 台風等の狛江市への影響の確認、所管施設の運用状況の確認 <input type="checkbox"/> 関東総合通信局との事前調整（災害放送、コマラジ関係）	<input type="checkbox"/> 職員の体制と災害に対する備えの確認【各部】 <input type="checkbox"/> 所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【各部】 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の状況確認及び対応協議【福祉保健】 <input type="checkbox"/> 福祉サービス事業者の事業継続・休止の確認及び災害時の人員等の協力依頼【福祉保健】 <input type="checkbox"/> まちづくり条例の事業者の安全管理の依頼と緊急連絡先の確認【都市建設】 <input type="checkbox"/> 過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【都市建設】 <input type="checkbox"/> 道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【都市建設】 <input type="checkbox"/> 北多摩南部建設事務所（都道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【都市建設】 <input type="checkbox"/> 地下駐車場の緊急時の対応について確認【都市建設】 <input type="checkbox"/> 災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各部】	<input type="checkbox"/> 気象情報の確認（随時） <input type="checkbox"/> 側溝等の清掃 <input type="checkbox"/> 土のう、止水板等の準備
48時間前				<input type="checkbox"/> 臨時庁議の開催 災害対策本部の開設、自主避難所の開設・所管施設の運用、イベント中止等の判断 市長・副市長は、公共交通機関の計画運休を考慮し、職員の参集人員、参集時期を判断する。併せて自主避難所の選択・開設の判断、所管施設の運用、イベント実施の可否等の判断を行う。 <input type="checkbox"/> 各部参集予定者情報等のとりまとめ 各部に参集予定者等の情報とりまとめ後の情報提供、車両等の満給油、各部所管施設の事前対応を指示 <input type="checkbox"/> 市の体制等について連絡・防災関係機関の体制確認 連絡先は、東京都総合防災部・消防団・消防署・警察署・京浜河川事務所・自衛隊・調布市・砧総合支所・川崎市多摩区（東京都総合防災部はDIS入力による報告） <input type="checkbox"/> 消防団に待機要請 <input type="checkbox"/> コマラジに対し、協定に基づく災害放送等の協力を要請 災害当日の災害情報伝達手段等について事前確認	<input type="checkbox"/> 自主避難所開設準備等 （職員の割当て、場所及び物資の確認等）【総務・教育・議会事務局】 自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、避難所運営協議会に自主避難所開設予定の伝達及び協力要請を行う。 感染症対策が必要な場合（罹患者が一定数以上いる場合）は、使用する施設等の選定、保健師など専門職の確保及び医師会との協力を検討する。 <input type="checkbox"/> 市ホームページ・SNS・メール等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【総務・企画財政】 <input type="checkbox"/> 協定団体との事前調整（協定内容の確認等） <input type="checkbox"/> コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【総務・企画財政】	<input type="checkbox"/> ハザードマップによる浸水想定の確認 <input type="checkbox"/> 浸水想定による避難方法や避難ルートの確認 <input type="checkbox"/> 自主避難等で必要となる物資等の購入
24時間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大雨又は洪水注意報発表</li> <li><b>警戒レベル2相当情報の発表</b></li> <li>◆台風に関する気象庁記者会見</li> <li>◆大雨に関する気象庁記者会見（記録的な大雨になる可能性が高い区域に含まれている又はその区域が隣接している。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小河内ダム余水吐き放流の予定についての情報連絡</li> <li>◆国土交通省京浜河川事務所から市災害対策本部へのリエゾン体制を確認</li> </ul>		<input type="checkbox"/> 小河内ダム余水吐き放流の情報を環境政策課に連絡 <input type="checkbox"/> 協定締結先に車両避難場所（駐車場開放）の協力を依頼 <input type="checkbox"/> 水防資機材等の確認と確保 <input type="checkbox"/> 「情報監視体制」に移行 <input type="checkbox"/> 消防団の参集を検討	<input type="checkbox"/> 各主管部保有車両等の燃料等満補充・満充電を行う【各部】 <input type="checkbox"/> 保育園・学童クラブの対応（休園・休所等）を検討【子ども家庭】	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設や地下駐車場等における対応準備 <input type="checkbox"/> 非常用持出品の準備

■ 本タイムライン活用時の注意点

- 1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。
- 2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。
- 3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。

■ 避難情報発令時の注意点

- 1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。
- 2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）
- 3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）
- 4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。
- 5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のまま土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。（市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。）
- 6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。
- 7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）12H～4H

河川の氾濫発生までの時間	気象庁の情報	国土省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	河川水位 (多摩川・野川)	狛 江 市		市 民
				災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	各災害対策部 【災害対策本部開設前は該当各部が対応】	
12時間前	<p>◆土砂災害に関するメッシュ情報（注意）【「予想で大雨注意報の基準に到達」する場合】*</p> <p><b>警戒レベル2相当情報の発表</b></p> <p>◆大雨警報（浸水害）</p> <p><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></p>	<p>◆小河内ダム余水吐き放流開始・貯水量・放流量等の情報連絡</p> <p>◆多摩川：水防警報（待機または準備） ◆京浜河川事務所：多摩川「タイムラインステージ1-2又はタイムラインステージ2」</p> <p><b>警戒レベル2相当情報の発表</b></p>		<p>□台風の接近または危険度の高まりに応じ「情報連絡態勢」に移行【土、日、祝日の場合、初動対応要員は参集】</p> <p>□河川水位、雨量の記録を開始</p> <p>□必要に応じ、警戒態勢を強化（第1非常配備態勢等への移行）、情報収集及び広報、市民問い合わせ対応を行う職員の増強</p> <p>□消防団に参集を要請</p> <p>□必要に応じ、警戒態勢を強化（第2非常配備態勢等への移行）</p> <p>□警戒態勢の更なる強化に備え、職員体制（参集）の判断</p>	<p>□多摩川緑地公園グラウンド工作物等撤去【教育】</p> <p>□自主避難所開設担当職員の参集【教育・福祉保健】</p> <p>□多摩川決壊の碑を安全な場所に移動【環境】</p> <p>□市民、マスコミからの問合せ対応の体制整備【企画財政】</p> <p>□小中学校の対応（休校等）を検討【教育】</p> <p>□自主避難所の開設（福祉避難スペースの設置）【教育・福祉保健】 自主避難所開設や開設予定について避難所運営協議会に連絡</p> <p>□市ホームページ・SNS・メール等で住民への注意喚起と自主避難所の開設について広報を実施【総務・企画財政】</p> <p>□必要に応じ、協定締結先の災害時車両避難場所へ職員を派遣【総務】</p> <p>□樋管の操作のための職員を配置【環境】</p>	<p>□情報の発信先が明らかになっている以下の情報を収集</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報</li> <li>2 各河川水位情報</li> <li>3 自主避難所開設予定等</li> </ol> <p>□自主避難開始</p>
	6時間前	<p>◆大雨警報（土砂災害） ◆洪水警報</p> <p><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></p> <p>◆土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）【「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合】*</p> <p><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></p>	<p>◆小河内ダム余水吐き放流後の状況（貯水量・放流量等）についての情報連絡</p> <p>◆今後も継続した水位上昇が見込まれる場合（河川流域の降り始めの積算雨量や河川上流部付近の降水量・ダム放流量などを踏まえて検討する。）</p>	<p>◆多摩川 水防団待機水位への到達【石原観測所（水位4.00m）】</p>	<p>□市長（市長不在時は副市長・教育長）に災害対策本部設置を申請・参集要請 臨時庁議で災害対策本部の開設が決定されておらず、市を挙げた災害対応が必要と判断した場合、総務部長が申請する。 警戒態勢は、市長、副市長、教育長から特段の指示がなければ、原則として第3非常配備態勢に自動で切り替えとする。</p> <p>□河川監視警戒開始</p> <p>□必要に応じ、メール等での住民への注意喚起を実施</p> <p>□市幹部（市長等）との連絡態勢を確保し、「警戒レベル3」「高齢者等避難」を発令できる体制をとる。 ※ 今後の気象情報を考慮し、必要な場合のみ災害即応対策本部の設置（総務部長判断）</p> <p>□水位及び発表された洪水予報を関係部署に伝達</p> <p>□災害対策本部の開設と災害対策本部会議の開催（緊急時を除き、避難情報発令前に開設することを原則として行動する。）</p> <p>□「警戒レベル3」「高齢者等避難」の発令（対象地域・開設する避難所）を検討する。 ※1 避難開始が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに判断を行なう。 ※2 市長、副市長、教育長不在時で、緊急を要する場合は、複数の部長判断で速やかに発令する。</p> <p>□避難所開設に向けた準備（職員と場所の確保と避難所運営協議会への連絡）【総務・教育】</p>	<p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡 事情により参集困難な職員を除く【各部】</p> <p>□災害対策本部設置について、市ホームページ・SNS・メール等で報道機関・市民に周知【総務・企画財政】</p> <p>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達【福祉保健・都市建設・子ども家庭・教育】</p>
		4時間前	<p>◆ホットライン （気象庁東京管区気象台が極めて甚大な災害の発生が予想される場合に、嚴重警戒を呼びかける連絡を実施）</p>	<p>◆多摩川：水防警報（出動） ◆京浜河川事務所：多摩川「タイムラインステージ3」（氾濫危険水位までの到達目安時間60分～120分）</p> <p><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></p> <p>◆ホットライン （河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡） ※ 氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施</p>	<p>◆多摩川 氾濫注意水位への到達【石原観測所（水位4.30m）】 ◆市内多摩川堤防の軽微な漏水・浸食が確認された場合</p> <p><b>避難判断水位に到達</b></p> <p>◆氾濫注意水位に到達した後、引き続き急激な水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>□広報班の編成（車両により発令区域の巡回と広報を行う）</p> <p><b>□「警戒レベル3」「高齢者等避難」を発令</b></p> <p>□巡視結果や水防活動実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所等に連絡して必要な措置を求める</p> <p>□消防団に対し、発令区域の巡視を要請</p> <p>□必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請</p> <p>□広報班による発令区域の巡回・広報開始</p> <p>□河川事務所長へリエソンの派遣を要請</p> <p>□災害対策本部会議の開催</p> <p>□「警戒レベル4」「避難指示」の発令（対象地域）を検討</p> <p>□避難所体制の強化に向けて準備（職員の増強や交替要員の派遣等）【教育】</p>

\* 調布市入間町に隣接する狛江市内の土砂災害警戒区域（東野川四丁目の一部）が含まれる場合、必要な対応（避難情報等の発令等）を行う。

## ■ 本タイムライン活用時の注意点

- 1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。
- 2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。
- 3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都市水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。

## ■ 避難情報発令時の注意点

- 1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。
- 2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）
- 3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）
- 4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。
- 5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のまま土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。（市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないよう注意が必要です。）
- 6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。
- 7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）3H～0H

河川の氾濫発生までの時間	気象庁の情報	国交省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	河川水位 (多摩川・野川)	狛江市			
				災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	各災害対策部 【災害対策本部開設前は該当各々が対応】	市民	
3 時間前	◆土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）【「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合】*	◆多摩川・野川：洪水予報（氾濫危険情報） ◆京浜河川事務所：多摩川「タイムラインステージ4」（計画高水位までの到達目安時間120分前後）	◆多摩川が氾濫危険水位【石原観測所（水位4.90m）】へ到達した場合  ◆野川が氾濫危険水位【大沢池上観測所（水位2.14m）】へ到達した場合	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、防災体制をさらに強化（第4非常配備態勢への移行）	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達【福祉保健・都市建設・子ども家庭・教育】	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設や地下駐車場等における避難準備等の実施	
	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	<b>氾濫危険水位に到達</b>	<input type="checkbox"/> 水位及び発表された洪水予報を関係部署に伝達	<input type="checkbox"/> 必要に応じ水防工法の実施や樋管周辺の排水作業を消防団に要請 火災や人命に係る事故等が発生し、対応している場合は要請不可	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請	
	◆記録的短時間大雨情報 ◆土砂災害警戒情報* ◆大雨警報（土砂災害）+記録的短時間大雨情報	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	◆市内を流れる河川で護岸の浸食が確認され、さらに被害が拡大する可能性が高い場合	<b>□「警戒レベル4」「避難指示」を発令</b>	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、市民に周知（防災行政無線・広報車・市ホームページ・SNS・メール等）【総務・企画財政】	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健・都市建設・子ども家庭・教育】	<input type="checkbox"/> 避難開始（避難行動要支援者を除く市民）
	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	◆ホットライン（河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	◆多摩川が計画高水位【石原水位観測所（水位5.94m）】に到達し、引き続き水位上昇がみられる場合（10分間水位で判断）  ◆各河川の上流地域で氾濫が発生した状況下で、狛江市に影響が及ぶ可能性が高い場合	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健・都市建設・子ども家庭・教育】	<input type="checkbox"/> 避難指示区域に留まり、避難が完了していない市民に対して、早急な避難の呼びかけを行う。	<input type="checkbox"/> 避難指示区域のほとんどの市民が避難を完了
0 時間前 【災害発生】	◆土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）【「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合】* ◆土砂災害警戒情報+記録的短時間大雨情報	◆京浜河川事務所：多摩川「タイムラインステージ5」	◆多摩川が氾濫開始相当水位【石原水位観測所（水位7.95m）】に到達した場合 ◆野川が氾濫発生水位【大沢池上水位観測所（水位2.70m）】又は野川水位観測所（水位3.86m）】に達した場合	<b>□「警戒レベル5」「緊急安全確保」を発令</b>	<input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達【福祉保健・都市建設・子ども家庭・教育】	<input type="checkbox"/> 命を守るための最善の行動を取る。	
	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	◆多摩川・野川：洪水予報（氾濫発生情報） ※ 総務部安心安全課にメール、FAXにより送付 ◆ホットライン（河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	<b>氾濫開始相当水位に到達</b>	<input type="checkbox"/> 住民に対し、堤防の越水・決壊等の状況やライフラインの状況等を周知	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設について対応を協議（施設、入所者、人員体制等）【福祉保健】	<input type="checkbox"/> 道路冠水等により避難することが困難となった市民が垂直避難完了	
	◆大雨特別警報 【注意：大雨特別警報は、市の災害発生情報発令基準としては用いない】	◆京浜河川事務所：多摩川「タイムラインステージ5」	◆多摩川が氾濫開始相当水位【石原水位観測所（水位7.95m）】に到達した場合 ◆野川が氾濫発生水位【大沢池上水位観測所（水位2.70m）】又は野川水位観測所（水位3.86m）】に達した場合	<b>「多摩川又は野川の氾濫」 「強風による被害」若しくは「土砂災害」の発生</b>	<input type="checkbox"/> 避難指示区域で活動をしている市職員及び消防団等の活動隊に対し、安全な場所への退避を指示	<input type="checkbox"/> 避難指示区域のすべての市民が避難完了	
	<b>警戒レベル4相当情報の発表</b>	◆多摩川・野川：洪水予報（氾濫発生情報） ※ 総務部安心安全課にメール、FAXにより送付 ◆ホットライン（河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）	<b>氾濫開始相当水位に到達</b>	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請	<input type="checkbox"/> 避難指示区域で活動をしている市職員及び消防団等の活動隊が安全な場所への退避が完了		

\* 調布市入間町に隣接する狛江市内の土砂災害警戒区域（東野川四丁目の一部）が含まれる場合、必要な対応（避難情報等の発令等）を行う。

- 本タイムライン活用時の注意点
- 1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。
  - 2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。
  - 3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。

- 避難情報発令時の注意点
- 1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。
  - 2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）
  - 3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）
  - 4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。
  - 5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のみで土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。（市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。）
  - 6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。
  - 7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。